

2つのリボンが結ぶ「安心の輪」

ー 11月 は「児童虐待防止月間」、11月12～25日は「女性に対する暴力をなくす運動週間」ですー

11月には「児童虐待防止月間」のシンボルマークであるオレンジリボン、「女性に対する暴力をなくす運動週間」のシンボルであるパープルリボンを用いた「ダブルリボン運動」が全国各地で行われ、常陸大宮市でも、啓発活動に取り組んでいます。虐待やDVは、被害者本人が気づいていないケースもありますので、異変に気づいたり、心配事がある場合には、市や各種相談窓口にご相談ください。

「女性に対する暴力をなくす運動週間」のシンボル パープルリボンの意味と歴史

パープルリボンには、「暴力のない世界にしたい」「暴力を許さない」という気持ちと、暴力の被害者へ、味方がいるというメッセージが込められています。そして、平成6年(1994)、アメリカ・ニューハンプシャー州のベルリンという町で、女性に対する暴力の被害者・当事者によって生まれた、国際的な草の根運動が「パープルリボン運動」です。

パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、決して許されるものではありません。

「児童虐待防止月間」のシンボル オレンジリボンの意味と歴史

オレンジリボンは、「子どもたちの明るい未来を示す色」としてオレンジを用いた「児童虐待防止月間」のシンボルです。そして、平成17年(2005)、栃木県で幼い兄弟が暴力を受け、亡くなった事件をきっかけに「子ども虐待のない社会の実現」を目指し始まった市民運動が「オレンジリボン運動」です。

一人一人が「子育てにやさしい社会」を作ることが、子ども虐待の防止につながります。多くの方に子どもの虐待の問題に関心を持っていただき、「子ども虐待のない社会」を目指しましょう。

こんなことも虐待に含まれます

身体的虐待

殴る、蹴る、水風呂や熱湯の風呂に沈める、カッターなどで切る、首を絞める、ベランダに逆さづりにする、厳冬期などに戸外に閉め出す、など。

心理的虐待

大声や脅しなどで恐怖に陥れる、無視や拒否的な態度をとる、著しくきょうだい間差別をする、自尊心を傷つける言葉を繰り返し使って傷つける、など。

性的虐待

子どもへの性交や、性的な行為の強要・教唆、子どもに性器や性交を見せる、など。加害者から「話したら殺すぞ」などと口止めをされているケースも。

ネグレクト

子どもを家に残して外出する、無視する、食事を与えない、衣服を着替えさせない、家に閉じこめる、子どもを自動車内に放置する、など。

常陸大宮市の取り組み

パープル・オレンジリボンの展示

市内各所でパープル・オレンジリボンの展示を通じた啓発を行っています。今年は市役所・こどもセンター以外に、道の駅常陸大宮～かわプラザ～など15か所でパープル・オレンジリボンツリーなどを展示しており、年々、協力の輪が広がっています。

【令和7年度協力事業所（五十音順）】
あゆみ認定こども園、イリソ電子工業（株）、大宮聖愛保育園、大宮聖慈保育園、大宮みのり保育園、NPO法人虹のポケット、緒川げんき保育園、御前山認定こども園、さくら保育園、野上保育園、ひまわり子ども園、山方保育所、道の駅常陸大宮～かわプラザ～、美和認定こども園、若草幼稚園



図書館の関連書籍コーナー

「児童虐待防止月間」「女性に対する暴力をなくす運動週間」の関連書籍なども含めた人権に関する図書の特集コーナーを設けて啓発を行っています。



こどもセンターの設置

子育てに関する「すべて」の悩みの窓口として令和4年4月に開設しました。身近に感じていただけるような各種親子イベントも開催しています。



各種相談窓口のご紹介

児童虐待やDVに関わるどんなことでも、ささいなことでも、まずはぜひ相談してみてください。

【国や県の窓口】（順不同）

DV相談＋ ☎ 0120-279-889
24時間電話相談ができます。



DV相談ナビ ☎ #8008

お近くの都道府県配偶者暴力相談支援センターにつながる着信短縮ダイヤルです。



茨城県警察本部（DV・ストーカー相談）

☎ 029-301-8107

DV、ストーカー、リベンジポルノに関する相談の専門窓口です。



茨城県女性相談センター

☎ 029-221-4166

専門の女性相談支援員が相談を受け付けます。



性犯罪・性暴力被害者のための

ワンストップ支援センター ☎ #8891

「性暴力被害者サポートネットワーク茨城」につながる着信短縮ダイヤルです。



いばらき虐待ホットライン

☎ 0293-22-0293

18才未満の児童の虐待に関することであれば、どんなにでも相談できる24時間対応の電話相談です。



みんなの人権110番

☎ 0570-003-110

差別や虐待、ハラスメントなど、さまざまな人権問題についての相談を受け付けます。



児童相談所虐待対応ダイヤル

☎ 189

虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談ができる電話番号です。



【市の窓口】

DVに関する相談

市民課 ☎ 52-1111（内線102）

児童虐待に関する相談

こどもセンター ☎ 55-8873